

栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付要綱

制定 令和2(2020)年10月9日 地振第338号

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金(以下、「本補助金」とする。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、東京圏の法人がお試しで本県内にサテライトオフィスを設けテレワークを実施する場合及び東京圏のフリーランスがお試しで本県で暮らしながら事業を行う場合に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することにより、本県のテレワーク環境や生活環境の体験を通じ、本県への移住・定住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

(2) テレワーク

情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場所とは異なる場所で仕事をすること

(3) サテライトオフィス

テレワークを実施する場として設置又は利用する施設(住居を兼ねるものも含む)

(4) フリーランス

特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る者

(5) お試し勤務

本県内に設けたサテライトオフィスにおいて法人の役員又は従業員(以下、「従業員等」とする。)がテレワークを試行すること及びフリーランスが試行的に本県内で事業を行うこと

(補助対象者)

第4条 本補助金の補助対象とする法人及びフリーランスは、別表1の要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の補助対象経費、補助対象経費の算定期間、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(事業計画の承認)

第6条 補助対象者は、お試し勤務を開始する前に、別表3に掲げる書類を知事に提出し、事業計画の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の計画書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業計画承認通知書（別記様式第5-1）により、適正と認められない場合は栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業計画不承認通知書（別記様式5-2）により当該補助対象者に対し通知する。

（交付の申請）

- 第7条** 前条第3項の規定により承認通知書を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者は、知事が定める期日までに別表4に定める書類を提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第8条** 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記様式第7により、補助金の交付を申請した者に対し行うものとする。
- 2 規則第6条の規定により補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 交付申請額の増額をする場合においては、変更交付申請をすること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業により本県内でテレワークを試行する従業員等及び本県内で試行的に事業を行うフリーランスは、本県内に住居を確保するとともに、一月あたり概ね10日以上本県内で勤務又は事業を行うこと。
 - (5) 本事業により本県内でテレワークを試行する法人及びその従業員等並びに本県内で試行的に事業を行うフリーランスは、県や県内市町の実施するアンケートやヒアリング調査等に協力すること。

（変更の承認）

- 第9条** 第8条第1項の交付決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が同条第2項第

1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式8）に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定により提出する書類は、別表5に定めるところによる。

2 補助事業者は、前項の状況報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定により提出する書類は、別表6に定めるところによる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第11により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 規則第18条の規定により提出する書類は、別表7に定めるところによる。

（消費税等仕入税額控除額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入税額控除額が確定した場合には、栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金消費税額消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記様式12）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合には、当該消費税等仕入税額控除額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の当該消費税等仕入税額控除額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第8条第2項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の

決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者又は補助事業が、本要綱の規定に適合しない場合
 - 三 補助事業者が、補助金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
 - 四 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
 - 六 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
 - 七 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、前条第2項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

- 第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2（2020）年10月9日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象者	要件
法人	<p>次の要件の全てを満たす者とする。</p> <p>ア 東京圏内で勤務する従業員等をお試し勤務させること。</p> <p>イ お試し勤務する従業員等は本県外に在住している者であること。</p> <p>ウ 法人及び従業員等は暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>エ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>オ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るものでないこと。</p>
フリーランス	<p>次の要件の全てを満たす者とする。</p> <p>ア 東京圏に在住していること。</p> <p>イ 通常事業を実施する場所が東京圏に所在すること。</p> <p>ウ 令和 2 (2020) 年 10 月 9 日現在で 20 歳以上であること。</p> <p>エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>オ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>カ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るものでないこと。</p> <p>キ 事業専従者もお試し勤務をする場合は、事業専従者もア及びエの要件を満たす者であること。</p>

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	内容	補助対象期間	補助率	上限額
賃借料・利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・お試し勤務のために使用する物件の賃借料・利用料 ・お試し勤務に要するインターネット利用料、光熱水費 	1 月単位とし、最低 1 月から最大 3 月（本県内にサテライトオフィスを開設した日を事業開始日とし、本県内のサテライトオフィスを閉鎖した日を事業完了日とする）	補助対象経費の 10 分の 10 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 1 月あたり最大 20 万円 ・フリーランス 1 月あたり最大 10 万円
執務環境整備費用	・お試し勤務に要する OA 機器、家具等のレンタル費用	（補助期間が 1 月を超える場合において、1 月未満の期間がある場合は当該部分は 1 月とする）		
執務環境移転費用	・事務所等執務環境の移転に要する経費			
業務上の交通費	・お試し勤務により新たに生じる業務上の交通費			

別表3（第6条関係）

補助対象者	添付書類	部数
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（法人用）（別紙様式1-1） ・ お試し勤務実施者概要書（法人用）（別記様式2-1） ・ 経費内訳書（別紙様式3） ・ 登記事項証明書 ・ 法人の概要及び事業所の所在地が分かる資料 ・ お試し勤務する従業員が雇用されていることを証する書類 ・ お試し勤務する従業員等の住民を証する書類 ・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式4） ・ その他知事が指定する書類 	1
フリーランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（フリーランス用）（別紙様式1-2） ・ お試し勤務実施者概要書（フリーランス用）（別記様式2-2） ・ 経費内訳書（別紙様式3） ・ フリーランスとしての活動状況を証する書類 ・ お試し勤務する者の住民票（事業専従者もお試し勤務を行う場合は続柄も記載） ・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式4） ・ その他知事が指定する書類 	1

別表4（第7条関係）

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付すべき 書類の名称	部 数	提出期限
栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付申請書	規則の別記様式 第1	1	1 栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業計画承認通知書の写し 2 サテライトオフィスとして利用する物件の契約書等(お試し勤務を行うにあたりオフィスとして利用する物件の契約を要しない場合は、お試し勤務開始届出書(別記様式6))	1	お試し勤務を開始した日から5日以内

別表5（第10条関係）

提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	報告書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出期限
栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金状況報告書	規則の 別記様 式第2	1	1 事業実施状況報告書 2 お試し勤務期間中の出勤簿等の写し又はお試し勤務管理簿 3 経費支払状況書	別記様式9 別記様式10 別記様式3	1	お試し勤務の開始日から数えて1月を経過した日及び2月を経過した日から5日以内

別表 6 (第 11 条関係)

提出すべき 報告書の名称	様 式	部 数	報告書に添付すべき 書 類 の 名 称	様 式	部 数	提出期限
栃木県お試し サテライトオ フィス設置推 進事業補助金 実績報告書	規 則 の 別 記 様 式第 3	1	1 事業実績報告書 2 お試し勤務期間中 の出勤簿等の写し又 はお試し勤務管理簿 3 経費支払実績書 4 補助対象経費の支 払いが確認できる書 類 5 その他知事が指定 する書類	別記様式 9 別記様式 10 別記様式 3	1	お試し勤務 を終了した 日から 5 日 以内

別表 7 (第 13 条関係)

提出すべき 請求書の名称	様 式	部 数	請求書に添付すべき 書 類 の 名 称	様 式	部 数	提出期限
栃木県お試し サテライトオ フィス設置推 進事業補助金 交付請求書	規 則 の 別 記 様 式第 4	1	1 額の確定通知書の 写	—	1	知事が別に 定める日